(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　北海道紋別郡遠軽町役場

○環境省告示第七十六号

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第六条第一項の規定を実施するため、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年四月十七日

環境大臣　細野　豪志

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等

第一　一般原則

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第六条第一項の規定に基づく広域的な協力に係る災害廃棄物の処理(以下「広域処理」という。)を進めるためには、災害廃棄物を受け入れる地域の住民等の安心の観点からの理解を得ることが重要となっていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の規定を遵守することはもとより、より入念的な処理の方法や安全性の確認等の措置を講ずるよう努めること。

第二　受入基準等

一　可燃性の災害廃棄物の焼却、溶融、熱分解又は焼成(以下「焼却等」という。)を行う場合は、焼却等により生じるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「焼却灰等」という。)の放射能濃度(セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度の合計をいう。以下同じ。)が十分な安全率をもって八千ベクレル毎キログラムを下回ることとすること。このため、受け入れる災害廃棄物の平均的な放射能濃度は、災害廃棄物のみを焼却する場合であっても、焼却灰等の放射能濃度が八千ベクレル毎キログラムを確実に下回るように十分な安全率をもった二百四十ベクレル毎キログラム(流動床式の焼却設備を用いる場合にあっては四百八十ベクレル毎キログラム)以下であることを目安とすること。

二　災害廃棄物の再生利用を行う場合は、再生利用した製品の平均的な放射能濃度が市場に流通する前の段階で百ベクレル毎キログラム以下となるようにすること。

三　焼却等を行わずに災害廃棄物の埋立処分を行う場合は、受け入れる災害廃棄物の平均的な放射能濃度が、八千ベクレル毎キログラムを下回ることとすること。なお、広域処理の対象となる災害廃棄物の実際の放射能濃度は、不検出から数百ベクレル毎キログラム程度までの範囲であり、この基準を十分に満足するものである。

第三　処理の方法

一　可燃性の災害廃棄物の焼却等を行う場合は、ろ過式集じん方式の集じん機等当該処分に伴い生じた排ガス中の放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている施設を用いて行うこと。また、焼却灰等は、一般廃棄物の最終処分場において埋立処分を行うこと。水面埋立地のうち、陸域化した部分において埋立処分を行おうとする水面埋立地において、埋立処分が終了するまでの間に埋め立てる災害廃棄物から溶出すると考えられる放射性物質の総量と、災害廃棄物の埋立処分を終了するときの水面埋立地の残余水面部の内水の総量との比率から算出される水面埋立地の残余水面部の内水の放射能濃度が、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)第三十三条第二号ニに規定する最終処分場周辺の公共の水域における放射性物質の濃度限度以下であること。

(一)　埋立処分を行おうとする水面埋立地において、埋立処分が終了するまでの間に埋め立てる災害廃棄物から溶出すると考えられる放射性物質の総量と、災害廃棄物の埋立処分を終了するときの水面埋立地の残余水面部の内水の総量との比率から算出される水面埋立地の残余水面部の内水の放射能濃度が、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号)第三十三条第二号ニに規定する最終処分場周辺の公共の水域における放射性物質の濃度限度以下であること。

(二)　水面埋立地の残余水面部の内水の放射能濃度について測定を行い、継続的に監視すること。

二　災害廃棄物の再生利用を行う場合は、製品として広く市場に流通しても問題が生じないよう、第二の二によること。

三　焼却等を行わずに不燃性の災害廃棄物の埋立処分を行う場合は、必要に応じ分別、破砕等の処理をして、一般廃棄物の最終処分場において埋立処分を行うこと。

第四　安全性の確認方法

一　搬出側における安全性の確認方法

(一)　一次仮置場(災害廃棄物の発生地周辺に設置された災害廃棄物の一時的な保管場所をいう。)において、災害廃棄物の種類ごとに放射能濃度を測定し、第二に掲げる基準に適合していることを確認すること。

(二)　二次仮置場(広域処理に係る災害廃棄物の一時的な保管場所をいう。)から災害廃棄物を搬出する際に、当該災害廃棄物の周辺の放射線量を測定し、バックグラウンドの放射線量よりも有意に高くないことを確認すること。

二　受入側における安全性の確認方法

(一)　可燃性の災害廃棄物の焼却等を行う場合は、焼却灰等の放射能濃度を一月に一回程度測定するとともに、焼却等に伴い生じた排ガスの排出口において当該排ガス中の放射能濃度を一月に一回程度測定すること。また、焼却等を行う施設及び焼却灰等を埋め立てる最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を七日に一回程度測定すること。水面埋立処分を行う場合は、残余水面部の内水の放射能濃度を一月に一回程度測定すること。

(二)　災害廃棄物の再生利用を行う場合は、再生利用前の分別、破砕等の中間処理によって均質化された災害廃棄物の放射能濃度を一月に一回程度測定するとともに、再生利用した製品の放射能濃度を一月に一回程度測定すること。燃焼を伴う再生利用の場合は、焼却灰等の放射能濃度を一月に一回程度測定するとともに、燃焼に伴い生じた排ガスの排出口において当該排ガス中の放射能濃度を一月に一回程度測定すること。

(三)　焼却等を行わずに災害廃棄物の埋立処分を行う場合は、埋立前の災害廃棄物の放射能濃度を一月に一回程度測定すること。また、最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を七日に一回程度測定すること。

(四)　(一)、(二)及び(三)に係る測定結果を記録し、一定期間保存すること。

○防衛省告示第百号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十七日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年五月一日から同年六月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十七日

防衛大臣　田中　直紀

期間　平成二十四年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。